

市史通信

【目次】

- ある都市地主の経営
- 戦時下における女性の服装
—『神奈川新聞』「生活欄」から
- 横浜市電停留場の考察
- 所蔵資料紹介
震災記念 元街小学校復興誌資料
- 市史資料室たより



関東大震災で被災した元街小学校運動場（中区）1923年

「震災記念 元街小学校復興誌資料 第貳編（罹災史）」

（市史資料室所蔵元街小学校資料H-2、本誌p12参照）

第47号

【発行日】2023年7月28日

【編集・発行】横浜市史資料室
〒220-0032

横浜市西区老松町1番地
横浜市中央図書館・地下1階

【電話】045-251-3260

【FAX】045-251-7321

【E-mail】

sisiryoyou@ml.city.yokohama.jp

【ホームページ】

https://www.city.yokohama.lg.jp/

city-info/yokohamashi/gaiyo/
shishiryoyou/

ある都市地主の経営

—一九一六年—

前号では関東大震災後の復興土地区画整理直前の街の様子的一端を、区画整理第一地区となった西戸部町（現・西区）の一面を事例として紹介した。本号では前回の対象地所有者である海老塚明家（以下、海老塚家）について、金銭出納簿で遡れる最初の年一九一六（大正五年）の土地・貸家経営の概略を紹介する。

海老塚家は西戸部町に所在し、先代宇右衛門は戸部村名主や戸長を務め一九〇八（明治四二）年に死去し、明が家督を相続している。直後には「初代の業を踏襲し、刻苦多年家運益々盛大を来すに及び、農業の傍ら地所家屋等の貸付を営み、家門愈々繁盛を極むるに至り」（『開港五十年記念横浜成功名譽鑑』六三八ページ）と紹介されているように、地所家屋を貸し付ける都市における地主である。

この時期の海老塚家の包括的な土地所有についての資料は未見だが、土地宝典により一九一六（大正五）年の西戸部町及び戸部町・桜木町における土地所有をみると表1のようである。

合計では一九四三四坪弱、約六町四反七畝で、面積ベースでは字稻荷台が約四分の一でいちばん多いが、その約八割が「山」であり、海老塚家所在地の御所山が面積で約二割、ほとんどが宅地で地価ベースでは約四一パーセントを占めている。地価では次いで石崎が二六

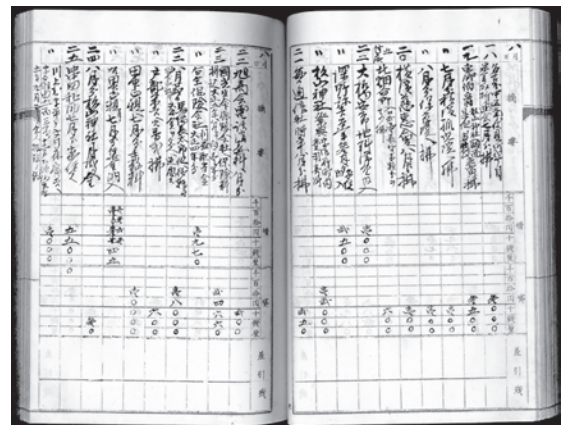


写真1 「大正五年春月 金銭出納簿」（海老塚明資料103）

パーセント、扇田が一八パーセントとなり、宅地がほとんどを占めるこの三字で八六パーセントを占めている。海老塚家の土地所有は所在地近辺を中心としていた。地目別面積は宅地が約五割と多く、次いで山が三五パーセントとなり、田畑は一六パーセントであった。田は主に塩田・横枕（現在の中央二丁目や藤棚町辺りの地域）に所在し、畑は稻荷台（藤棚町二丁目近辺）や西ヶ原（願成寺近辺など）の台地上に所在していた。田・畑・山は相対的に市街地から遠い地域に所在し、これらの地域は農村的風景を残していた。震災復興土地区画整理事業では、対象となったのは塩田・横枕・西ヶ原の一部のみであり、稻荷台は対象とはならなかった。

これらの土地を経営することが海老塚家の家業であった。

表1 西戸部町・戸部町・桜木町における海老塚明家の土地所有 1916年

町名	字名	筆数					面積(坪)					地価(円)
		宅	山	田	畑	計	宅	田	畑	山	合計	
西戸部町	御所山	11	2			13	3,364.69			376	3,740.69	11,354.08
	石崎	15				15	2,198.03				2,198.03	7,172.27
	扇田	12		1	1	14	2,366.99	15	50		2,431.99	4,940.02
	池之坂	2	5			7	591.33			1,121	1,712.33	1,039.06
	西之前	5				5	450.54				450.54	842.77
	塩田			13		13		1,072			1,072.00	164.18
	横枕	1		5		6	157.00	884			1,041.00	416.66
	稲荷台		6		5	11			904	3,882	4,786.00	64.03
	西ヶ原	1	2		1	4	139.43		186	39	364.43	204.43
	古井戸		2			2				519	519.00	4.19
桜木町	境之谷		4			4				626	626.00	5.56
	富士塚		1			1				250	250.00	1.21
	桜木町	1				1	226.18			226.18	1,031.22	
戸部町	1				1	15.77				15.77	128.160	
合計		49	22	19	7	97	9,509.96	1,971	1,140	6,813	19,433.96	27,367.84

注：『横浜市土地宝典』（藤木測量事務所）1916年、国立国会図書館デジタルコレクション（https://dl.ndl.go.jp/pid/1014807/）を使用。海老塚宇右衛門名義・海老塚明名義の合計。

金銭出納簿の内容

金銭出納簿は、一九一六（大正五）年一月～一九二三（大正一二）年六月をカバーする三冊が残っている。赤野が入った縦帳を使い、日々の金銭の出入りを順々に記載したもので（写真1）、書き漏れにより後日に記載された項目もある。

入金概要

先ず、表2により入金の種類別内訳を見ると、地代・家賃が九割弱となり収入のほとんどを占めている。農地からの小作料は〇・一パーセントしかなく、また農業関係の支払も記載されていない。前

述のように定期的な飯米代が消費されているので既に農業はほとんど行われていないと思われる。また特徴的な入金では複数の無尽がある。なお他にも「掛ケ金」があるが、入金に「割戻」や「花金」とある項目を無尽と判断した。海老塚家が係わっていた無尽は次の通りである。寺社に関係がある無尽が、神信講（杉山神社）、東光寺無尽、大聖院永信講があり、戸部杉山神社（現・西区中央一）、西戸部町反目から一九〇二（明治三五）年に南太田町へ移転した東光寺、西戸部町の宝泉寺大聖院の無尽と思われる。個人名が付されている無尽は、戸部米吉無尽（西戸部町の鳶職）、田坂其吉無尽（海老塚明も係わっていた興基貯金会社代表）、瀧上無尽があり、会場名と思われるものは、宮原屋無尽、鳴門館無尽（野毛町の貸席か）、また学事奨励会の無尽もあった。掛金の多寡では、田坂無尽が二一円、宮原屋無尽が二〇円、戸部米吉無尽が一六円と比

表2 入金の種類別内訳 1916年

種別	金額(円)	割合(%)
地代・家賃	9,215.498	88.6
無尽	788.610	7.6
配当金	267.470	2.6
下肥代	64.170	0.6
小作料	15.000	0.1
その他	45.350	0.4
合計	10,396.098	100.0

注：「大正五年壹月 金銭出納簿」 (海老塚明資料 103)

貸地・貸家経営

貸地・貸家経営 金銭出納簿では貸家・貸地料は単独の記載もあるが、例えば「鈴木椋原山田大庭伊藤石井平出ノ地家賃料入」のように複数を一項目にまとめて記載されている場合が多く、個々の徴収は貸地料領収帳類による必要がある。海老塚家による直接徴収は、一五（大正四）年の領収扣では借地・借家人五〇人弱の記載があり、一九（大正八）年では四〇人強が記載されている（貸家貸地料領収控「海老塚明資料九九・「貸地料領収帳 丙号」同一三九）。

較的高く、神信講・東光寺・大聖院・鳴門館・学事奨励会は三〜五円であった。同年の入金は一月に神信講二〇〇円、五月に田坂其吉一四九円、七月に戸部米吉九九円三三銭（三人共同分）、九月に戸部米吉二七〇円が当籤していた。また毎月、割戻や花金があった。海老塚家は、このように都市部の土地・貸家経営が主な収入源であった。

これらとは別に田中正親という差配人に依る徴収も行われている。この差配人による徴収額は、一六（大正五）年では全徴収額の約四四パーセントであった。一四（大正三）年～二〇（大正九）年頃まで記載されている差配人の納入台帳を見ると、「地所家作差配納入台帳 甲号」海老塚明資料九四、貸地は二筆、貸家は二階建四戸長屋など一八戸分の徴収を行っていたようである。差配人の徴収地域は、戸部町や比較的地番が小さい

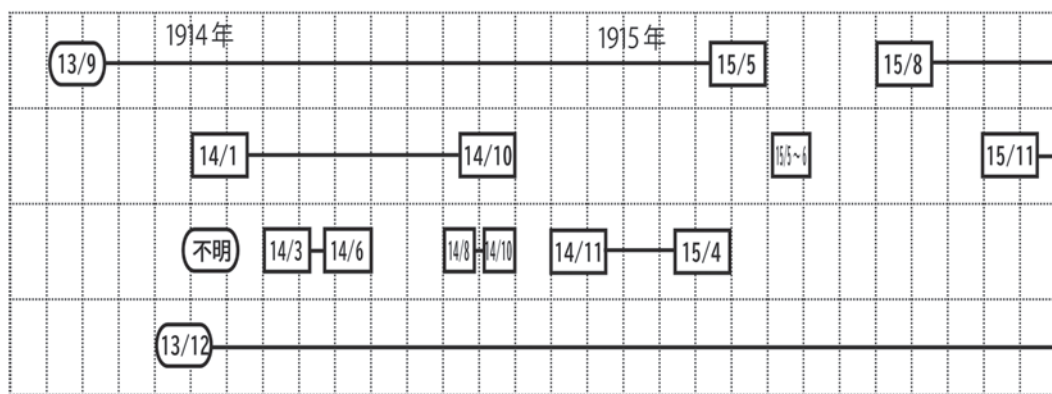
西戸部町の東方を担当していたようである。

この差配人台帳は土地建物の所在地などが記載され、記載がない直接徴収の控よりも情報が多い。次にこの台帳によりいくつかの土地・建物について見ていこう。

花咲町一丁目九二番地は、一六年には八区画六人が借地していた(表1では桜木町となっている)。このうち同一人が二区画を借地している項目には、「表」「裏」または「表地」「裏地」と注記があり、「裏地」は「表地」の五〇〜六五パーセントの坪借地料であった。同地は桜川沿いの道路に面し花咲橋が近く、「裏」は戸部町に接し道路からは隔たっていた。恐らく表地は店舗用であろう。他の四区画の内、「裏」と同等(坪七錢七厘)の一区画は「裏地」で、他は「表」の七割ほどの借地料なので表から裏までの区画と思われる。

戸部町五丁目一四八番地は八区画あり、二面と別の一面の角付近が道路に面している。比較的広い(三〇坪と二二坪)の二区画と他の区画とでは坪当たり借地料が二倍以上の差がある。低借地料の土地の内、比較的広い二区画は高い一区画の借地人と同一で、道路に面した区画から裏までを借地していると思われる。他の三区画は二坪〜二坪半程の区画で同地の四戸長屋の借家人の借地なので私道だろうか。この長屋の借家料は、一二五〇錢が一人、一三三五〇錢が二人、一四四が一人で、後述の大修繕後には五〇〜七五錢の値上げとなっている。

図1 西戸部町276番地4戸長屋借家人の変遷



注:「地所家作差配納入台帳 甲号」(海老塚明資料94)。枠内は年/月。

木造平屋の四戸と三戸の長屋と思われる。図1により、四戸長屋の借家人の変遷を見ると、一戸は長く同一人が借家をしてきたが、他は頻繁に入れ替わっていることが分かる。理由は分からないものが多いが、病気で立ち退きや勝手に立ち退くものもいた。また、借家料の滞納による立ち退きも多かったようである。

貸家への出金

次に貸家の修繕などのコストについて見ていこう。

一九一六(大正五)年における家屋修繕の手間賃や材料費と思われるものは八四三円余あり、全出金の九パーセントとなる。この中には居宅関係も含まれているので貸家関係のみではないが、明らかに貸家関係と分かるもののみでもかなりの出費である。

別にある「貸家畳建具修繕控帳」(海老塚明資料一一二)により一五(大正四)年末から一九(大正八)年初めについてみると、特に一六年中の出費が多く計一九回あり、一七年三回、一八年二回とかなりの違いがあった。一五年末〜一六年にかけて、西戸部町五〇三番地の貸家で「貸渡し」が多く、この際に畳の新調や裏返し・修繕などを行ったためであった。また貸渡し時には古畳であったものを新調・修繕を行ったケースもあった。他の貸家でも「九畳琉球表二テ取替并襖式枚ヲ張替修繕ス」や「六畳裏返し、五畳表替」などが行われていた。五〇三番地では七〜一〇月にも「六畳縁付 諸目

表替、参畳 早嶋表替、四畳 琉球表替」などを行っていた。この他に差配人納入台帳には、戸部町五丁目一四八番地の「木造瓦葺二階建宅棟 四戸建」で「大正五年拾月分ハ大修繕ニ付壹ヶ月ヲ要シタルニ付全月分家賃免除ス」などの記載があり、大修繕を行ったことが分かる。この一〇月には先の五〇三番地でも畳替があり、その他も含めて二〇二円六六銭の出金となっている。このほとんどが貸家関係と思われる。また畳や襖以外にも壁や雨樋の修繕、下水工事等が行われた。

その他には、火災に備えて火災保険への加入も行っていった。一六年では西戸部町五〇三番地一棟(戸か)三五円、二二七番地一棟八円、一四四ノ一ノ乙瓦葺二戸三円、戸部町五丁目一四七番地四戸建一棟と硝子屋一棟九円八〇錢、一五〇番地四戸建長屋七円をそれぞれ出金している。このうちの一件は「神戸海運(海上運送力)火災保険会社」、他は「共同火災保険会社」であった。

他に、土地関係では測量費など、また先に触れた差配人への手数料、地租や家屋税等がコストとなった。

参考文献

- 森田忠吉編『開港五十年記念横浜成功名譽鑑』(横浜商況新報社)一九一〇年、
- 『横浜市土地宝典』(藤木測量事務所)一九一六年、越智剛二郎編『横浜市誌』(横浜市誌編纂所)一九二九年。

(百瀬 敏夫)

戦時下における女性の服装

—「神奈川新聞」「生活欄」から

はじめに

ここでは、戦時下に物資調達で次第に難しくなった頃の女性たちの服装について、横浜市市民部生活課が『神奈川新聞』に連載した「生活欄」から考えてみたい。戦時下の人びとの服装といえは、男性の国民服、女性のもんぺ姿を思い浮かべる事が多いのではないだろうか。しかし、それは戦争が終わりに近づいた頃のことであった。

一九四〇（昭和一五）年一月一日に、「国民服令」が公布即日施行された。男性の国民服は、軍用に転用できるもので、国民に活動的な衣服を常に着せるといふ被服としての確保と、衣服の原料となる繊維や布を軍用生産に確保するという目的があった。普及には時間を要したが、一九四四（昭和一九）年には男性の「制服」となった。

国民服を補完するべく、厚生省が「婦人標準服」を制定したのは、一九四二（昭和一七）年である。男性の国民服が準軍服としての意味を持っていたのに対して、標準服は「非常時の活動的な服装」であった。一番の目的は、手持ちの和服や布地を標準服として更生することで、新調せずに、軍用のための繊維や布地を確保するということであった。

また、一九四一（昭和一六）年四月には国家総動員法にもとづく生活必需品

物資統制令が公布され、翌年一月に繊維製品配給消費統制規則が制定された。衣料品の配給に対し、新品・中古を問わず、点数制による切符制度を実施するものであった。それは、戦時経済を維持しながら衣料を公平に配分するというものであった。都市部では一〇〇点、郡部では八〇点が割り当てられ、一人当たりの年間消費量が制限された。

一、生活課と事業

一九四一（昭和一六）年二月に横浜市長に就任した半井清は、就任後たびたび市の行政機構の改革を行った。半井市政を特徴付ける活動を担ったのは、市民課、生活課、調査課からなる市民部であった。半井市長のもと、市民部は戦時下の市民生活指導を推進したが、その中心になったのは、生活課であった。「衣食住を中心とする戦時下市民生活の合理化増強」を目的とし、一〇月に「全国でも横浜市が初めて」設置した（『横浜市民史Ⅱ』第一巻下、四三六頁）。

一九四二（昭和一七）年二月の『生活課事業概要』には、次の事業が報告された。一衣料合理化指導関係、二食生活合理化指導関係、三住宅の建設、供給、並交換斡旋関係、四結婚の奨励指導関係、五神奈川新聞に生活欄創設、六家庭燃料の節約関係、七婦人会館管理関係、八住宅組合転貸資金整理状況をあげた。衣料に関する事業「一衣料合理化指導関係」



写真1 「生活欄」『神奈川新聞』（1942年8月5日付）「衣料切符節約競励会参加申込隣組」や「衣料更生活用共進会」一等入選作品等を掲載。

は、家庭にある衣類、布類を自家縫製により更生することを目的として、次のように実施した。

(1) 足袋類製作指導

足袋や靴下は一定量以上は購入できなかったため、製作するための講習会を開催し、技術講師を派遣した。内容は、古布を利用した足袋類の作り方、靴下の丈夫な縫い方、布製の運動靴の作り方等であった。四月末までに講習会八回、講師派遣七九回、受講人数は延べ一八四八人であった。

(2) 家庭染色講習会

退蔵衣料更生活用奨励の一助として、婦人会館において四月に八回の講習会を開催し、四八三人が参加した。

(3) 衣料切符節約競励会

衣料節約の実を挙げるため、隣組単位で節約競励会を開始し、所属世帯員数平均の使用実績を、一人に付き六〇点を

標準として、優秀者に市長賞を贈呈することとした。五月から一月末までで二一八八組、世帯人員一〇万一二七人が参加した。

(4) 衣料更生活用共進会

死蔵、退蔵している衣料を更生活用に新たな衣類に対する需要を縮減させるため、市民家庭の研究工夫を奨励指導する目的で、婦人会館を会場に、七月七日から二〇日の二週間開催した。一般家庭婦人の応募出品七九二点、女子中学校、洋和裁学校等の参考出品二二四点に及んだ。観覧者は四八〇〇人余り。審査の結果推奨するものに、賞金並び賞状を授与した。一等（賞金一〇〇円）一人、二等（賞金五〇円）二人、三等（賞金二五円）四人、四等（賞金五円）二三人、五等（賞金三元）三〇人であった。

(5) 衣料更生相談所

更生活用共進会と同時に、七月から婦

人会館内に衣料更生相談所を開設した。生活課技術員が相談に応じて指導すると共に、各種型紙を備えて自由に模写させることとした。多大の好評を得て、一月末までに一〇二五人の利用があった。(6)大日本婦人会々服製作指導

退蔵衣料更生のため、町内会隣組に周知して一月下旬より指導者を派遣。一二月一〇日までに指導回数一四回、受講者八二四人に及んだ。

事業の七に挙げた婦人会館(中区宮崎町。現在、西区)は、横浜連合婦人会から横浜市が寄附を受けたもので、三月三〇日に引き渡され、工事をしたのち、衣料更生相談所や講習会場、衣食改善参考資料展示などに活用された。

そして、事業の五にあげたのが『神奈川新聞』に紙面の提供を受けて八月一日に創設した、「生活欄」であった。

二、「生活欄」から

「生活欄」は衣食住その他市民生活一般について、市民の便宜を図る目的で、月曜日を除く毎日『神奈川新聞』に掲載された。

「生活欄」第一回(一九四二年八月一日付)は、「衣料切符節約奨励会」について、「季節の献立」(まぐろのトマト煮)と「住宅の交換」(勤務先に近い住居の紹介)の記事を載せた。

第七回(八月七日付)では、生活課の事業種目を紹介した。婦人会館では次の事業を行なった。「衣類更生相談所(午前中)、栄養相談所(月・水・金)、結婚相談所(火

木・土)、衣料型紙貸与(午前中)、栄養指導員養成所、生活刷新参考資料展示」。

市役所生活課では、「季節の献立発表(毎日)、住宅の交換斡旋、衣料切符節約奨励会、売家貸家の仲介、神奈川新聞生活欄の編輯、古布更生足袋類の製作指導講師派遣、その他衣食に関する講習会等開催(時々)」を行なった。

以下、「生活欄」に掲載された衣類に関する記事を中心に見ていきたい。

衣料更生活用共進会

八月五日付「生活欄」に「衣料の更生」として、前頁(4)であげた「衣料更生活用共進会」の一等入選、石川てる子作「古いレース・シヨールで外出用のブラウスを」を紹介した。作品の写真入りで、生活課高野技手による説明とともに掲載した(写真1)。そして、この号から写真入りで入賞作品・佳作の作り方の連載が始まる。また、婦人会館の衣料更生相談所では、各種の衣料型紙(約七十種)を用意しており、利用に備えているので、古新聞、古包装紙などを持参のうえ、自由に写しとるようにと述べている。

ちなみに、連載された三等までの作品は次の通りである。
二等入選 植木好子作「古いセル着物で姉妹三人の服」
／忽那富恵作「着古しの老人着物を娘の外出着に」
三等入選 川瀬花枝作「女

物セルを染めて男子背広服上下」／野口澄江作「女学生オーバーを婦人コートに」
／石倉富美子作「古袴から婦人外出用スーツ」
／大橋志津子作「シヨールの古で可愛い、女兒服」

男性用は「男子背広上下」一件のみである。佳作の更生服も、子ども服と女性の洋服がほとんどであった。

大日本婦人会々員制服

戦時の女性団体には、愛国婦人会(一九〇一年三月結成)、大日本連合婦人会(一九三〇年二月結成)、大日本国防婦人会(一九三二年一月結成)の三団体があつた。一九四二(昭和一七)年二月に三団体が統合し、大日本婦人会(日婦)が設立した。横浜では一〇月八日に横浜支部が発足している。支部長は欠員で、副支部長に半井久子(市長夫人)等が就任した。「戦時家庭生活の新建設」

を事業の一つにあげ、「決戦生活体制」をつくりあげるうえで重要な役割を果たした(『横浜市史II』第一巻下、八八七―八九〇頁)。

一月三日から「生活欄」に、「衣料の更生 大日本婦人会々員制服の作り方」を載せた。「全日本婦人から満二十才未満の未婚婦人を除いた後の方は皆大日本婦人会の会員」で、それを示す場合に着る、新しい制服が定められた。まだ持たない人のために、家庭ですぐ作れる様に解説した。用布及び材料は、「行李や押入れの隅に蔵ひ込んだ儘の不用衣類」を利用するように書かれている。例えば、「亡くなつたお祖父さんの紺緋の着物とか、柄が難で着物としては着られない十年前のメリンス、膝の抜けた銘仙の着物もい、し、破れた浴衣二枚を合せてもよく又幟や幕等の利用その他木綿、銘仙、メリンス、サージ、「麻)、スフ入

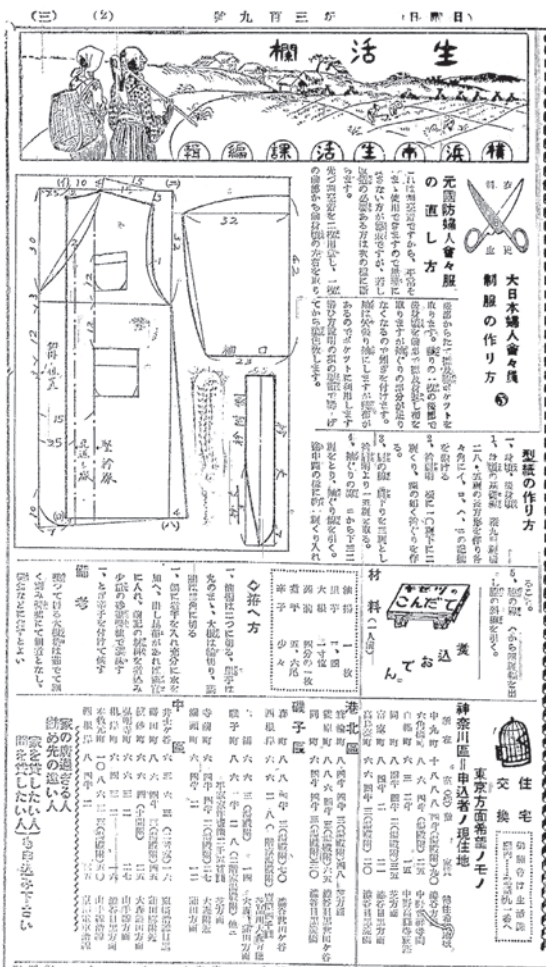


写真2 「生活欄」『神奈川新聞』(1942年11月8日付) 大日本婦人会々員制服の作り方を連載した。記事は元国防婦人会々服の直し方である。



写真3 羊毛資源愛護運動を実施する大日本国防婦人会々員 青木方子家資料
大日本国防婦人会の会服としてかっぽう着が採用され、以後銃後の婦人会の活動着として定着した。

等縮緬風の布地でなく銘仙以下なら何でも結構です。方方傷んだ、柄の違つた但し同じ地〔質〕の着物のい、所だけ寄せ集めても後で染めるのですから充分着られます」ということだった。

同月八日には「元国防婦人会々服の直し方」(写真2)が載った。大日本国防婦人会の会員は、着物に白いかっぽう着を着て、右肩から「大日本国防婦人会」と書いたたすきをつけていた(写真3)。記事は、型紙の図とともに、作り方を同月一日まで七回にわたり連載した。前頁(6)にあげた会服製作指導講習会の案内も掲載した。

婦人標準服展示会

横浜市生活課では普及運動の第一着手

として、一九四三(昭和一八)年六月二十二日から二十七日まで婦人標準服展示会を開催した。会場は婦人会館を第一展示場とし、松屋、野澤屋、寿百貨店の「飾窓」をそれぞれ第二、第三、第四展示場として、全国から集まった優秀作品を総計七〇点陳列した。時局柄非常な反響を呼んで、初日は開館早々熱心な女性達が多数詰めかけ、正午頃は押すな押すなの状況であった。半井市長夫人の顔も見えた。標準服を着せた人形に人氣は沸騰し、黒山の人だかりであったという。婦人会館に投票箱を置き、全ての会場を見た上で、好みの型を三点だけ投票するようにした。二九日に点数の結果を掲載した。

展示中の六月二四日から、「退蔵衣料で婦人標準服」を掲載し、横浜市技師補高野武夫が解説した。記事は「展示会で好評の婦人標準服」、「簡素で美しい婦人標準服」等と見出しを改めて、写真入りで八月二二日まで四三回続いた。婦人標準服には、甲型(洋服型)一部式(ワンピース)一号二号、二部式(ツーピース)一号二号、乙型(和服型)一部式、二部式一号二号の七種類と活動衣があり、デザインはわりあい自由であった。

婦人標準服の作り方

続いて「戦時下の衣服は皆これでゆかう」と、高野による「標準服の作り方」



写真4 「生活欄」『神奈川新聞』(1943年9月2日付)
標準服の作り方を連載した。

を八月二三日から九月二日まで、製図や写真とともに一八回にわたり連載している(写真4)。

九月三日には「警報下の外出は防空服装で」と退避や消火活動に便利な防空活動衣(標準服活動衣、ズボン式、モンペ型)を紹介し、翌日から退蔵衣料を利用した「防空活動衣の作り方」を二二日まで七回掲載した。

そして、標準服に用いる下着の作り方等も連載した。「標準型甲型用中穿の作り方」(九月一四日と二五日の二回)、「標準服甲型用中着の作り方」(二六日)、「標準服乙型の作り方」(二七日から二八日まで七回)であった。一〇月からは高野に代り、横浜市技師の森みつが作り方を説明した。「婦人標準服用中穿の作り方」(一〇月九日と二二日の二回)、「婦人標準服用下穿の作り方」(二三日から二五日まで三回)である。加えて「標準服用羽織」の作り方を一七日と一九日の二回連載した。

長袖を断ちませう

一月二四日と二五日には、着物の長袖を切って更生する方法を、森が説明している。「元緑袖は優美ですが実際に活動いたしやす時は舟底型のお袖の方が一層に袂が折れないため軽快に動くことが出来ます布の傷まない点からもいいです」そして、「袖丈は一尺以内が原則ですが布の都合で七寸くらいになっても着られます」と記載する。

また、一月一九日と二〇日には、「切った袂で出来る品物」を掲載した。「苛烈な決戦下」で緊張と資源節約のため、着物の長袖を断つ事になり、既に大部分の婦人が実行しつつある事は喜ばしい限りであるが、更に一歩進めてこの小布を有効に使用してほしいという。「袖丈の長いものは片袖だけで賄へるので、もう一方は長いまま、残るから利用価値も高くなる。従って袖を詰める時は最初から多少袖丈は短かくとも片袖を無疵で残



写真5 女性たちによる防空演習 1944年 横浜の空襲と戦災関係資料
杉田町（現在、磯子区杉田）で行われた。参加者は、防護頭巾にもんぺ姿である。
マスクをしている女性も見える。

す様計画する事が肝要である」。

残す袖を短くして、片袖を完全に残すと子供のスカートや袖無しなどが作れる。もし、女性の冬物二組（袴、羽織、長襦袢）の袖を五寸（約一五センチメートル）ずつ短くすれば、約一反（二メートル）の布地が出る。長袖は贅沢だから断つというだけでなく、資源として活用しようとした。

衣料の活用

物資不足がより深刻となり、衣料切符の交換点数が大幅に削減された。一九四三（昭和一八）年には、都市部七五点、郡部六〇点となった。一九四四（昭和一九）年三月一日付「生

活欄」には、さらに削減された頃の衣料について書かれている。

「私達は更に一歩進んで衣料切符は一枚も使はず決戦生活に打勝つ覚悟をしなければなりません。それには「退蔵衣料の上手な活用が残された唯一の道ですが、さて、しまつてある材料がどんな風に活かされるかを少し考へて見ませう」として、例をあげた。

長着は甲乙型標準服・防空服上下揃及頭巾・手袋一組・子供服・布団・座布団五枚・羽織二枚、襪スカートはズボン・子供服、背広服は国民服乙型・婦人服、マントは学生用外套、シヨールは子供服、ボレロ、湯上りタオルは赤ちゃんの寝巻、カーテンは子供服。

そして「まだまだ考え様に依つては大切なものがいくらでも出来るので創意と工夫を凝らして無駄なく活用する事に努めませう」と述べた。

同日には「モンペ下穿講習会」の案内も載せた。古布を利用した温かいもんぺの「下穿」と「中穿」を、家庭で作るための講習会を開催している。古布は、例えば長袖を元禄袖にした残りの布等を適当な量持参のうえ、参加してほしいと呼びかけている。

おわりに

戦時下における労力物資の急速な不足により、生活課の事業は当初の「合理化指導」による市民戦時生活の増強から、

源として残すことを女性たちに求めた。大日本婦人会の協力のもと、衣料切符の返納や標準服の普及にもつとめた。

「生活欄」で紹介された更生生活用共進会の作品からは、不自由な状況ではあったが、女性たちが手持ちの限られた材料の中で、創意工夫して衣類を作ろうとしていたことが分かる。

また、生活課は婦人標準服の普及のために展覧会や標準服作製の講習会を開いた。展覧会の作品は、決められた形はありものの、アレンジを加えることは可能であり、展覧会自体は多くの観覧者で賑わったという。しかし、標準服の着用は強制ではなく、女性たちが必要性を実感しなかったため、一般的にはあまり普及しなかったようだ。

しかし、一九三七（昭和一二）年頃には防空演習が実施されるようになっており、女性たちはズボンやもんぺの有用性は認識していた。写真5は女性たちによる防空演習のものである。もんぺをばき、防護頭巾をかぶっている。空襲が始まると活動性から、防空活動衣であるもんぺが日常的に用いられるようになった。

（上田 由美）

【参考資料】

- 井上雅人著『洋服と日本人―国民服というモード』（廣済堂出版、二〇〇一年）
- 増田美子編『日本衣服史』（吉川弘文館、二〇一〇年）
- 刑部芳則著『洋装の日本史』（集英社インターナショナル、二〇二二年）

横浜市電停留場の考察

はじめに

都市内の移動手段として路面電車が、横浜に登場したのは一九〇四（明治三七）年である。当初は横浜電気鉄道という私鉄として開通し、一九二二（大正一〇）年に横浜市がこれを買収。電気局を設置して路面電車の運営を開始する。「横浜市電」の成立である。

その路線距離は市営化当初、二〇・四キロだったが、一九二〇年代後半の関東大震災からの復興期に急速に拡張して四〇キロを越えた。戦後も少し延び、廃止が決まるまで五一・八キロを維持した。一日あたりの利用客数は一九五〇年代から六〇年代前半まで約三十万人で安定し、在籍する車両の数は約二百両、電車の運転系統は十三本に達した。そして、停留場は最多で百三十五か所あった。

市電の停留場

本稿で着目するのは停留場である。それには付近の地名や橋の名などから名称が付される。しかし、例えば車両については個々の履歴が明らかにされているのに対し、一つ一つの停留所の変遷をま



図1 市電の停留場についての告示を掲載した『横浜市報』同88号（昭和3年9月4日付）より

めた記録は見当たらない。戦後は全ての停留場を記載した運転系統図が作成され、およそそれを知ることができるとは、戦前は主な停留場しか記載がなく、特にその新設や改称等が多々実施された震災復興期など、停留所の変遷は未整理のままである。

それを悉皆的にたどることができない唯一の資料として、横浜市の公報の『横浜市報』（以下、『市報』）があげられる。ここには市営化以後、停留場の移設、新設、改称、廃止についての市からの告示が随時記されている（図1）。本稿ではそれらを抽出し戦時中までを一覧にまとめておきたい。

電気局の発行した『横浜市電気局事業誌』（一九四〇年）（以下、『事業誌』）には、市電発足時の停留場の数は六十一とある。それら全ての位置と名称は不確かだが、複数の民間地図等より推定すると図2の通りとなる。また、『事業誌』にはその後の停留場数の推移が次の通り記されている。大正一〇・一一年度〓六十一、二年度〓六十三、三年度〓六十五、四年度〓七十、五年度〓七十六、昭和二年度〓八十七、三年度〓百二十五、四年度〓百二十九、五・六年度〓百三十一、七～一四年度〓百三十二。

考察

表1（次々頁）が、『市報』より抽出した情報を年月日順にまとめた結果である。図2および『事業誌』の数字を参照しながら、これを考察してみよう。

■大正一〇～一三年度

（一九二二年四月～一九二四年三月）
横浜市電気局は横浜電気鉄道の進

めていた三路線の新設計画を引き継ぎ、一九二二（大正一一）年に本牧線の延長と、杉田線および久保町線の建設を決定した。しかし、二三（同一二）年九月に発生した関東大震災で計画は頓挫する。市営化から震災前後のこの時期に路線の建設は行われていない。『事業誌』によると二カ所増設されているが、『市報』に告示は見られず、子細は不明である。

■大正一三～一五年度

（一九二四年四月～一九二七年三月）
震災直後の復旧を終え、まず三線の計画が再開されて、一九二四（大正一三）年四月に本牧線が間門まで延長され、翌年に杉田線が開通した（翌々年度中に終点延長）。震災復興事業で新たに計画された路線で最初に開通した千歳橋線を含め、停留場は十四か所が新設されたか所が廃止された。よって、増加数は十三となり、『事業誌』の大正一二年度から一五年度までの増加数と一致する。一九二七（昭和二）年三月時点の停留場数は確かに七十六だろう。

■昭和二年度

（一九二七年四月～一九二八年三月）
道路整備や区画整理と連動して市電は既設線路の改良や新線の敷設を進め、同年度に路線網の拡張が本格化する。まず浅間町線と長者町線の一部が開通し、洪福寺前など十一か所の停留場が新設された。やはり『事業誌』の数値と一致し、

一九二八（昭和三）年三月時点の停留場数は八十七で相違ないだろう。

■昭和三年度

（一九二八年四月～一九二九年三月）
開通ラッシュを迎えて路線距離は一気に二倍以上となる。子安線が約五キロの長距離にわたって開通したのを筆頭に、六角橋線が部分開通を重ねるなど、郊外への新路線が距離を伸ばした。また、区内・関外地区でも、拡幅された街路に既存の路線が移設された他、本町線などが新規に開通した。停留場の新設は四十九か所に及ぶ。一方、廃止は日本橋など二か所しか記載がないが、『事業誌』によると当年度に三十八か所増え百二十五か所となる。廃止の停留場がすべて告示されたわけではなく、他に九か所ほどあったと思われる。



図2 市営化時の横浜市電の路線と停留場（作図）
基図：「大正調査番地入横浜市全図」（1920年）

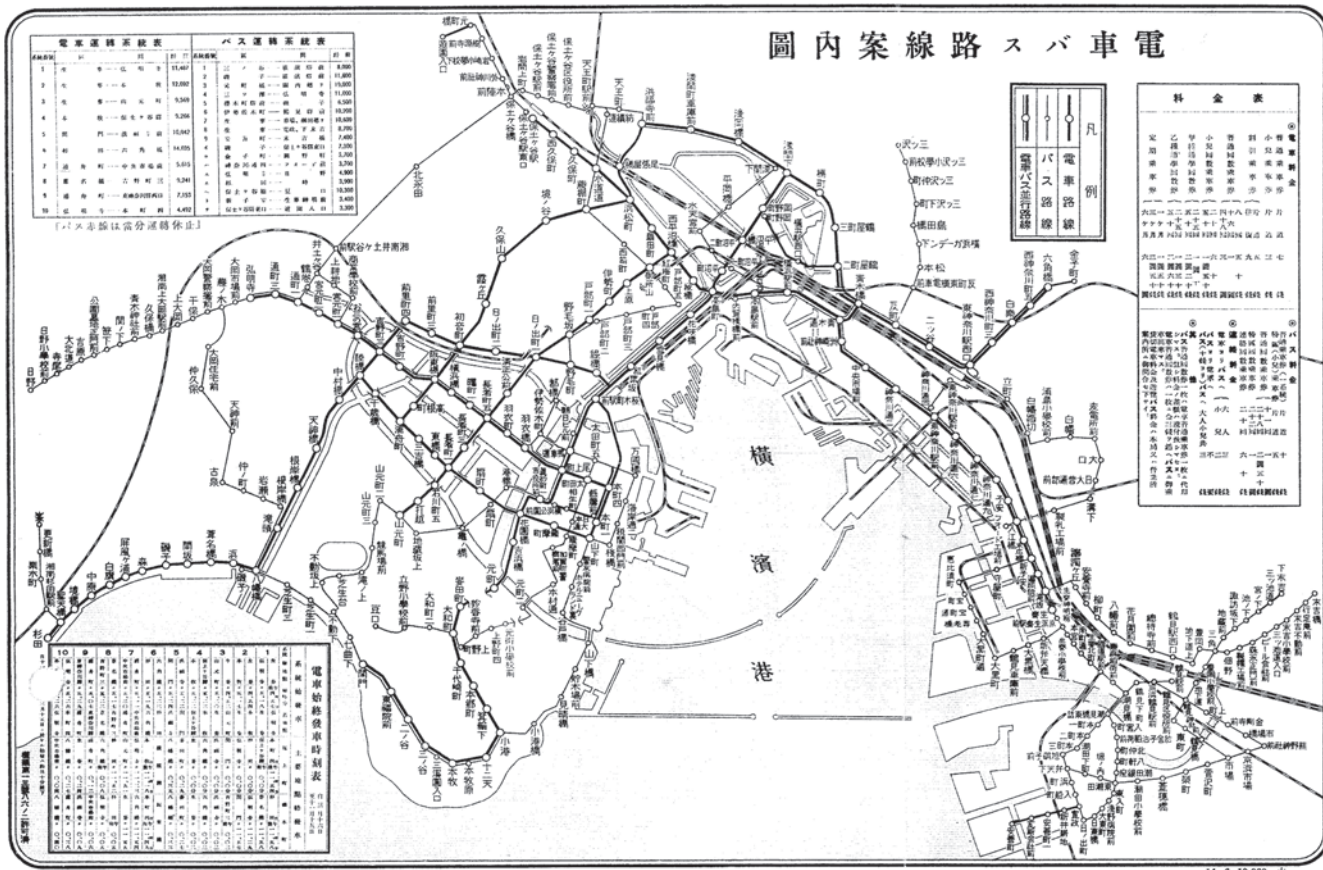


図3 「電車バス路線案内図」 横浜市電気局 1939（昭和14）年 大原康男家所蔵資料

一九三二（昭和七）年の年始には神奈川区での町界町名地番の整理を受けて、十四か所の改称が実施された。例えば新町が神奈川通七丁目、柳町が西神奈川町三丁目に改められたように、採用される地名が小字から町丁に変わる事例が顕著である。

■昭和七年度以降（一九三二年四月）
 停留場の新設はなくなり、青木通が神奈川区役所前になるなど、地名から施設名への改称がいくつか実施されている。

さて、全ての停留場の名称が記載された路線図が電気局で作成されたのは一九三八（昭和一三）年が最初のように、図3はその翌年の版である。ここには停留場が百三十一か所あり、『事業誌』の

一部が開通していた日の出町線や浅間町線がそれぞれ全通し、同年末の保土ヶ谷線の開通をもって新路線の建設は完了する。なお、道上停留場（斜字）は告示にないが補足した。これを含め停留場の新設は十か所、廃止は四か所で、『事業誌』の数字と同じく六か所増えて百三十一か所となったはずである。

一九三〇（昭和五）年に平沼線が開通、

旧中区で主に同年に行われた町界町名地番の整理が大きく関係している。足曳町や南六ツ目など、旧町名や字名などを付した停留場が曙町一丁目や吉野町三丁目など、新町名に対応したものに改められるなどした。

*「本町一丁目」(斜字)は原文(「三丁目」)を筆者が修正した。

■昭和四〜六年度
 （一九二九年四月〜一九三二年三月）

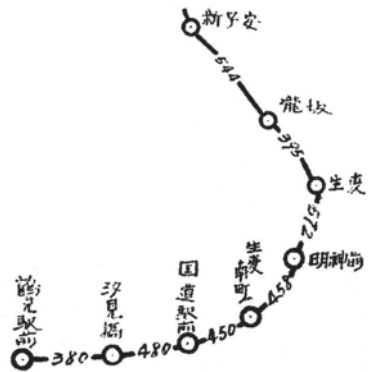


図4 「電車停留場間料程表」 横浜市電気局（部分）1944（昭和19）年 大原康男家所蔵資料

【参考文献】
 『横浜にチンチン電車が走った時代』 横浜市発展記念館（二〇一二年）
 （岡田 直）

【参考文獻】
 『横浜にチンチン電車が走った時代』 横浜市発展記念館（二〇一二年）

六年度以前の数字と一致するが、七年度に増えた一か所は不明である。

戦時中には廃止（統合）が進められ、電気局の「電車停留場間料程表」（二九四四年）にある停留場数は百十九に減っている。ちなみに、同年八月に生麦から鶴見駅前への延伸が行われた。この区間は翌年五月の空襲で被災するまでの短期間の運行なので、それを記した資料は希少だが、ここにはそれも記され、五か所の停留場が新設されていたことがわかる（図4）。

おわりに
 今後は戦後を含め、停留場ごとに変遷の情報を整理する必要があるだろう。また、乗合自動車（バス）の停留場についても、『市報』からその変遷を知ることができる。いずれの停留場にせよ、その位置や名称は周辺の地理と歴史を読み解く重要な手がかりとなるに違いない。

表1

実施事項	実施日	停留場名	補足（開通した路線・区間、改称前の旧名など）	横浜市告示	（出典）『横浜市報』
改称	大正 13.3.15	真砂町一丁目	旧名：市役所前	(大 13) 第 18 号	第 586 号 (大 13.3.18)
新設	大正 13.4.1	三ノ谷	本牧線（本牧～間門）	(大 13) 第 26 号	第 589 号 (大 13.4.8)
新設		二ノ谷	〃		
新設		東福院前	〃		
新設（終点）		間門	〃		
廃止	大正 13.4.10	伊勢佐木町一丁目		(大 13) 第 23 号	第 588 号 (大 13.4.1)
移設	大正 14.4.20	八幡橋	杉田線（八幡橋～磯子）	(大 14) 第 78 号	第 641 号 (大 14.4.21)
新設		浜	〃		
新設		葦名橋	〃		
新設		間坂	〃		
新設（終点）		磯子	〃		
移設	大正 14.11.5	磯子	杉田線（磯子～杉田）	(大 14) 第 219 号	号外 (大 14.11.4)
新設		森	〃		
新設		白旗	〃		
新設		屏風浦	〃		
新設		境橋	〃		
新設		杉田	〃		
仮設（終点）		杉田	〃		
移設・改称	昭和 2.2.17	聖天橋	〃 * 杉田仮終点を移動し改称	(昭 2) 第 22 号	第 9 号 (昭 2.2.22)
新設（終点）	昭和 2.3.30	杉田	〃	(昭 2) 第 47 号	第 14 号 (昭 2.3.29)
新設		南四ツ目	千歳橋線（千歳橋～花園橋）		
新設		三吉橋	〃		
新設		東橋	〃		
新設		長者町二丁目	〃 * 長者町線交差		
新設		扇町	〃		
新設（終点）	花園橋	〃			
新設	昭和 2.9.26	長者町三丁目	長者町線（長者町五丁目～車橋）	(昭 2) 第 204 号	号外 (昭 2.9.25)
新設（終点）	昭和 2.12.20	車橋	〃	(昭 2) 第 272 号	第 52 号 (昭 2.12.20)
新設		洪福寺前	浅間町線（洪福寺前～青木橋）		
新設		浅間町車庫前	〃		
新設		浅岡橋	〃		
新設		浅間下	〃		
新設		軽井沢	〃		
新設		台町	〃		
新設		鶴屋町	〃		
新設		神奈川駅西口	〃		
新設（終点）	青木橋	〃			
新設	昭和 3.5.15	水道道	久保町線（塩田～久保町）	(昭 3) 第 90 号	第 74 号 (昭 3.5.29)
新設（終点）		久保町	〃		
移設		花園橋	薩摩町線（花園橋～山下町）		
新設		薩摩町	〃		
新設（終点）		山下町	〃		
移設・改称	昭和 3.5.29	西平沼橋	野毛坂線（西平沼橋～野毛坂） 旧名：平戸橋	(昭 3) 第 104 号	
新設		御所山	〃		
新設		上原	〃		
新設		伊勢町一丁目	〃		
新設		戸部一丁目	〃		
新設（終点）		野毛坂	〃		
新設	昭和 3.6.1	金港橋	子安線（金港橋～生麦）	(昭 3) 第 105 号	第 77 号 (昭 3.6.19)
新設		神奈川	〃		
新設		宮之町	〃		
新設		滝之町	〃		
新設		中之町	〃		
新設		十番町	〃		
新設		神明町	〃		
新設		新町	〃		
新設		浦島町	〃		
新設		子安	〃		
新設		入江橋	〃		
新設		末広橋	〃		
新設		新子安	〃		
新設		遍照院前	〃		
新設（終点）	生麦	〃			
移設	昭和 3.6.16	中村橋	八幡橋線（天神橋～南六ツ目）	(昭 3) 第 115 号	第 79 号 (昭 3.7.3)
新設		睦橋	〃 * 千歳橋線分岐		
新設（終点）		南六ツ目	〃		
移設	昭和 3.6.21	千歳橋	千歳橋線（南四ツ目～睦橋）	(昭 3) 第 116 号	
移設		青木橋	六角橋線（青木橋～東神奈川駅西口）開通		
新設		反町	〃		
新設（終点）		二ツ谷	〃		
改称	昭和 3.8.7	洲崎神社前	旧名：宮之町	(昭 3) 第 138 号	
廃止	昭和 3.8.8	日本橋	道慶橋～長者町五丁目	(昭 3) 第 137 号	第 86 号 (昭 3.8.21)
新設		阪東橋	〃		
移設		横浜橋	〃		
移設		足曳町	〃		
変更	昭和 3.8.27	車橋	山元町線（長者町二丁目～山元町） * 仮停留場を本停留場に	(昭 3) 第 144 号	第 88 号 (昭 3.9.4)
新設		猿坂	〃		
新設（終点）		山元町	〃		
新設	昭和 3.9.5	南四ツ目	阪東橋～南四ツ目	(昭 3) 第 145 号	
移設		馬車道	桜木町駅前～真砂町一丁目		
新設		尾上町	〃 * 羽衣町線交差		
廃止		尾上町二三丁目	〃		
新設		羽衣橋	羽衣町線（羽衣町～尾上町）		
新設	昭和 3.10.10	高根町	阪東橋～南四ツ目	(昭 3) 第 167 号	
改称	昭和 3.10.15	本郷町	旧名：上台	(昭 3) 第 166 号	第 96 号 (昭 3.10.30)
改称		上野町	旧名：北方上野町		
改称		麦田町	旧名：桜道下		

●横浜市電停留場の考察

実施事項	実施日	停留場名	補足（開通した路線・区間、改称前の旧名など）	横浜市告示	（出典）『横浜市報』
改称	昭和 3.10.15	曙町一丁目	旧名：足曳町	(昭3) 第166号	第96号(昭3.10.30)
改称		吉野町一丁目	旧名：道慶橋		
改称		吉野町三丁目	旧名：南六ツ目		
改称		宮元町一丁目	旧名：新宿		
改称		宮元町三丁目	旧名：蒔田宮ノ前		
改称		通町一丁目	旧名：大岡		
改称		通町三丁目	旧名：中島		
改称		長者町一丁目	旧名：長者町二丁目		
改称		浦舟町	旧名：南四ツ目		
改称		藤棚町	旧名：藤棚		
改称		扇田町	旧名：塩田		
改称		桜橋	旧名：戸部六丁目		
改称		本町一丁目	旧名：本町		
新設	昭和 3.10.25	太田町	羽衣町線（尾上町～本町三丁目）	(昭3) 第172号	第97号(昭3.11.6)
新設（終点）		本町三丁目	〃		
改称		高島町一丁目	旧名：横浜駅前（鉄道省線東側）	(昭3) 第179号	第98号(昭3.11.13)
改称		戸部橋	旧名：横浜駅前（鉄道省線西側）		
新設	昭和 3.11.8	清正公前	長者町線（長者町五丁目～野毛坂）開通	(昭3) 第178号	号外(昭3.11.7)
新設		日の出町一丁目	〃		
移設	昭和 3.11.23	境ノ谷	久保山～藤棚町	(昭3) 第187号	第101号(昭3.12.4)
新設	昭和 3.12.3	本町四丁目	本町線（桜木町駅前～山下町）開通	(昭3) 第193号	第103号(昭3.12.18)
新設（終点）		万国橋	本町四丁目～万国橋		
新設	昭和 3.12.11	柳町	六角橋線（東神奈川駅西口～東白楽）	(昭3) 第203号	第104号(昭3.12.25)
仮設（終点）		東白楽	〃		
新設	昭和 3.12.28	東白楽	六角橋線（東白楽～六角橋）	(昭3) 第205号	号外(昭3.12.28)
新設		中川	〃		
新設（終点）		六角橋	〃		
新設		前里町四丁目	日の出町線（吉野町三丁目～日の出町一丁目）		
新設		前里町三丁目	〃		
新設		黄金橋	〃		
新設（終点）	昭和 4.4.5	道上	保土ヶ谷線（久保町～道上）		
新設	昭和 4.7.10	野毛町	日の出町線（日の出町一丁目～桜木町駅前）	(昭4) 第136号	第131号(昭4.7.9)
新設		緑橋	〃		
休止	昭和 4.11.21	万国橋		(昭4) 第206号	号外(昭4.11.20)
移設・改称	昭和 5.5.1	横浜駅前	旧名：金港橋 *省線横浜駅正面に移設	(昭5) 第78号	第171号(昭5.4.22)
改称	昭和 5.6.1	下台	旧名：神奈川駅西口	(昭5) 第104号	号外(昭5.5.29)
改称		日の出町二丁目	旧名：黄金橋		
改称		高島町	旧名：高島町一丁目		
廃止	昭和 5.6.25	戸部橋	*裏高島町一丁目一番地先	(昭5) 第111号	号外(昭5.6.24)
移設		高島町	平沼線（花咲橋～浅間下） *戸部橋跡に移設	(昭5) 第112号	
新設		平沼町	〃		
新設		平沼橋	〃		
新設		岡野町	〃		
移設	昭和 5.10.1	洪福寺前	浅間町線（浅間町車庫前～浜松町）	(昭5) 第140号	号外(昭5.9.30)
新設		尾張屋橋	〃		
新設		浜松町	〃		
移設		扇田町	西平沼橋～浜松町		
改称	昭和 5.10.15	中原	旧名：屏風浦	(昭5) 第148号	号外(昭5.10.14)
移設	昭和 5.11.1	東白楽	六角橋線（柳町～中川）	(昭5) 第154号	号外(昭5.10.31)
移設	昭和 5.12.28	道上	保土ヶ谷線（道上～程ヶ谷駅）	(昭5) 第91号	号外(昭5.12.27)
新設（終点）		程ヶ谷駅	〃		
移設	昭和 6.1.13	森	杉田線（磯子～白旗）	(昭6) 第2号	号外(昭6.1.10)
新設		屏風浦	〃		
移設		本町四丁目	本町線（桜木町駅前～本町一丁目）		
廃止		本町三丁目	〃		
廃止		上野町	本牧線（大和町～千代崎町）		
移設		台町下	浅間町線・六角橋線（軽井沢～反町）		
廃止		下台	〃		
移設		青木橋	〃		
改称	昭和 7.1.1	神奈川通九丁目	旧名：浦島町	(昭6) 第182号	号外(昭6.12.28)
改称		神奈川通七丁目	旧名：新町		
改称		神奈川通六丁目	旧名：神明町		
改称		東神奈川駅前	旧名：十番町		
改称		神奈川通二丁目	旧名：仲ノ町		
改称		中央市場前	旧名：滝ノ町		
改称		青木通	旧名：神奈川		
改称		西神奈川町五丁目	旧名：中川		
改称		白楽	旧名：東白楽		
改称		西神奈川町三丁目	旧名：柳町		
改称		二ツ谷町	旧名：二ツ谷		
改称		鶴屋町二丁目	旧名：鶴屋町		
改称		鶴屋町三丁目	旧名：台町下		
改称	楠町	旧名：軽井沢			
改称	昭和 11.3.5	霞ヶ丘	旧名：南太田	(昭11) 第24号	第457号(昭11.3.3)
改称		西久保町	旧名：道上		
改称		石川町五丁目	旧名：車橋		
改称		打越	旧名：猿坂		
改称	昭和 17.2.21	神奈川区役所前	旧名：青木通	(昭17) 第11号	第763号(昭17.2.19)
改称		保土ヶ谷駅前	旧名：保土ヶ谷駅		
改称		市役所前	旧名：真砂町一丁目		
改称		県庁前	旧名：本町一丁目		
改称		電気局前	旧名：滝頭		
改称		高島棧橋前	旧名：高島町		
改称	横浜大棧橋前	旧名：山下町			
改称	昭和 17.10.1	高島町	旧名：高島棧橋前	(昭17) 第148号	第794号(昭17.9.24)
改称		山下町	旧名：横浜大棧橋前		
廃止	昭和 18.10.10	箕輪下		(昭18) 第200号	第851号(昭18.10.28)
移設・改称		本牧一丁目	旧名：本郷町 *箕輪下寄りへ移動し改称		

*太線は路線ごとの区切りをおよそ示す。ただし、市電の路線の名称・区間は時期によって異なり、明確に定められているわけではない。

所蔵資料紹介
震災記念 元街小学校復興誌資料

横浜市立元街小学校（中区）は、一九二三（大正一二）年九月の関東大震災からの復興について、「震災記念 元街小学校復興誌資料」全三冊を編纂した。翌二四年八月に完成した資料は、震災までの第一編（災前史）、震災被害の第二編（罹災史）、復興過程の第三編（復興篇）である。それぞれ原稿用紙に記述され、また資料や写真等が貼附されている。序では「校舎校具は更なり、所有重要書類に至るまで悉く烏有に帰し剩へ二名の歿死者一名の重傷者を出し」たので、三名の編纂委員が職員宅に残されていた『学の窓』などの資料を収集し完成させたと記している。

第一編では、『学の窓』などを直接貼附して学校の沿革を述べている。特に一一（明治四四）年二月に赴任し震災時の校長であった山内鶴吉校長時代「第四章 山内校長と災前の元街小学校」が半分以上を占めている。

第二編では、大地震の発生から罹災についてまとめている。地震発生時の学校内の様子、校舎倒壊の様子、被災した教員の救護、その後の避難などを記述している。震災前には尋常・高等を合わせて二五九七人の児童が在籍していたが、大震災により一四〇人が亡くなり、その他に行方不明者が出ている。教員は二名が亡くなっている。また一九（大正八）年

に付設された元街商業補習学校でも教職員二人、生徒一〇人が亡くなっていた。当編に貼附された本号一ページの写真は「二号の雨天体操場跡より三号運動場を望む。斜面に粹立せるは躑躅の焼株。先方の堆石は其半を失ひし三号運動場の残塁。右下は土方谷の避難バラック。」と説明されている。この編で多くを占めているのは、教職員・同窓会役員等が被災について記している文章である。地震まで、其の利那・我家へ・吾が家・安定まで、公の務・補説の項目に基づいて一枚程にまとめている。各自の被災、避難などが生々しく記述されている。

第三編はいちばん大部で復興過程を記述している。災後、元街小は桜道下仮事務所（杉角儀三郎使丁宅）、立野校内仮校舎、花屋敷バラック仮校舎（山手公園）、新設バラック校舎（旧校舎跡）、増築バラック校舎と変遷した。

また末尾には「附録 震災美談」を児童生徒が震災時に見聞きした「美談」を掲載している。

【閲覧について】

資料群名、元街小学校資料。資料番号、第一編（H・1）・第二編（H・2）・第三編（H・3）。

閲覧は原則としてマイクロフィルムをプリントした複製製本（モノクロ）です。貼附されている写真・絵葉書等の一部は閲覧用のカラー印刷版を用意しております。

（百瀬 敏夫）

《市史資料室たより》

【令和5年度横浜市史資料室室内展示】

「前川謙三が撮影した関東大震災 野毛山周辺」

会期：7月22日(土)～11月4日(土)予定

時間：午前9時30分～午後5時

◎入場無料

会場：横浜市西区老松町1番地
横浜市中央図書館地下1階
横浜市史資料室

◎令和5年度横浜市史資料室展示会について

毎年7月中旬から9月下旬に横浜市中央図書館地下1階ホール前ホワイエ等で展示会を開催してまいりましたが、今年度はホール改修工事のため、秋以降の開催予定です。詳細は、決まり次第当室ホームページ等でお知らせいたします。

【令和5年度横浜市史資料室展示会】

「横浜の女性と洋装」(仮)

会期：11月18日(土)予定～

【寄贈資料】

1 根本政視様

根本千賀子家資料追加

6件

2 小池慎介様

小池慎介家資料 67件

3 田所 茂様

『横浜新道拡幅』他、マッチ箱一括 5件

4 金近忠彦様

横浜港国際コンテナ戦略港湾形成史資料 15件

5 高橋富美子様

高橋富美子家資料追加 6件

6 白石 緑様

小林直明回想記 1点

7 内田友昭様

内田民蔵資料 321件

8 菊地 卓様

戦後の横浜市およびその周辺の
コダクロームポジデータ(複写) 89件

9 富浜利郎様

小田急開通50周年記念乗車券 他 23件

10 岩本昭二様

「子安台高射砲陣地について・戦時中の記憶・1945年秋頃の記憶」他 2件

【資料提供のお願い】

当資料室では昭和期の横浜に関する国内外の資料の収集・保存・調査研究および公開を行っています。昔の街並みや行事の写真、古い絵はがき、パンフレット、ポスターなど横

浜を記録した資料をお持ちの方はぜひご連絡ください。次世代の市民に引き継ぎます。

【横浜市史資料室のご利用について】

横浜市史資料室は、取り寄せが必要な資料が多いため「事前予約の方優先」によるサービスの利用を案内しております。事前に電話、Eメール等で利用方法等をご相談ください。

予約なしで来室された場合、閲覧を希望される資料によっては取り寄せの関係から別の日にご案内する場合がありますのでご了承ください。ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【横浜市史資料室】

横浜市西区老松町1 横浜市中央図書館地下1階
開室時間：午前9時30分～午後5時
休室日：毎週日曜日及び中央図書館休館日
入室無料

Tel：045-251-3260

Fax：045-251-7321

Eメール：sisiryou@ml.city.yokohama.jp

アクセス

- ・京浜急行電鉄「日ノ出町」駅徒歩5分
- ・JR、市営地下鉄「桜木町」駅徒歩10分
- ・市営バス停「野毛坂」下車1分(103系統)
- ・市営バス停「中央図書館」下車1分(89系統)